

縦覧結果の公表

- ・政策等の名称

成田市印旛沼流域関連公共下水道事業計画の変更（案）

- ・意見等の募集期間

令和6年12月2日 から 令和6年12月16日

- ・意見等の件数

1件 （1人）

- ・担当課

下水道課（20－1553）

成田市印旛沼流域関連公共下水道事業計画の変更（案）について提出された意見と市の考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
1	このような専門的な事業計画変更は市民には難しく、分かり易く説明がほしい。 予定処理区域及び流域下水道との接続箇所調書 各処理分区とも劇的に変わったことはない。 ・ BOD は相変わらず 200mg/L 台で三里塚処理分区は 200 台を脱したが、汚れはきれいにならない。 ・ 雨水の計画図において、富里市へ流出あるいは富里市より流入とあり、なぜ流出入が一定でないのか、説明がほしい。 ・ 表 1.1 全体計画において 汚水量 日平均 日最大 時間最大 の数値が分からない。 ・ 観光の汚水量において汚水量の考え方 日平均 日最大 時間最大 の数値がわからない。説明がほしい。	今回の変更につきましては、本年度に上位計画である「印旛沼流域下水道全体計画」が見直されたことから、本事業計画においても、これに整合を図るために、計画フレーム及び諸元を見直すとともに根木名川中継ポンプ場においてポンプを増設し、工事完成の予定年月日を令和 13 年度に延伸することにより、下水道事業の促進を図ることを目的としたものです。 BOD（生物化学的酸素要求量）の指標につきましては、生物が水中にある有機物を分解するのに必要とする酸素の量（mg/L）を表しています。「(第 1 表の 1) 接続箇所調書」に記載のある BOD の数値につきましては、流域下水道に接続する箇所での数値となりますので、終末処理場で処理される前の汚水に含まれる BOD の数値となります。本市の汚水の終末処理場となる花見川終末処理場及び花見川第二終末処理場で処理された処理水は、下水道法施行令で定められている BOD の基準値 15mg/L 以下を満足しております。

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
	・吐口調書において、各排水区の放流先水位が未記入。 これでは放流先から逆流するのかどうか分からない。 例えば江川第1排水区において放流先の名称が「滞水池」では不親切 印旛沼のことか？ 以上	雨水の計画図の富里市への流出及び流入につきましては、地形上、雨水が流れる方向と区域を表示しますので、一定ではありません。 表1.1につきましては、全体計画の概要となりますので、令和31年度の数値を掲載しております。生活系汚水量+地下水量、工場排水、その他汚水量、及び観光汚水量の各汚水量の区分ごとに実績データに基づき計画人口や土地利用の実態及び将来の想定に基づいて推定しています。日平均汚水量は、計画年次における年間の発生汚水量の合計を365日で除したものとなりますので、使用料収入の予測等に用いるものになります。日最大汚水量は、年間最大汚水量発生日の発生汚水量となりますので、主に処理場の設計に用いるものになります。時間最大汚水量は、計画1日最大汚水量発生日におけるピーク時1時間汚水量の24時間換算値（m^3/d）となりますので、管きよ、ポンプ施設等の設計に用いるものになります。また、汚水量の変動率は、「下水道施設計画・設計指針と解説」の規定及び上位計画と整合を図っており、生活系汚水量、その他汚水量、及び観光汚水量は、日平均：日最大：時間最大

番号	提出された意見の概要	意見に対する市の考え方
		の変動率を、0.75：1：1.5としています。工場排水は、日平均：日最大：時間最大の変動率を1：1：2としております。 吐口調書につきましては、「下水道事業の手引き」により、放流先の水位の欄には、「雨水の吐口のうちポンプ施設に係る吐口については、計画高水位等を記載すること。」となっております。本市では、雨水の吐口にポンプ施設に係るものがないことから、何も記載しておりません。なお、吐口に樋門が設置されている箇所については、今年度策定予定の「排水樋門操作要領」により、適切な管理を行ってまいります。また、放流先の名称で「滞水地」と表示されているものにつきましては、放流先が調整池となります。